

事業報告書				
医療法人整理番号		00007		
報告期間	自	令和6年4月1日		
	至	令和7年3月31日		
1 事業報告書の概要				
	(1) 名称	社会医療法人新潟勤労者医療協会		
		分類①	社団（出資持分なし）	
		分類②	社会医療法人	
		分類③	基金制度不採用	
	(2) 事務所の所在地	都道府県	新潟県	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。） 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		市区町村	新潟市秋葉区	
		町名・番地	東金沢1459番地1	
		建物名	下越病院	
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日		昭和29年2月5日	
	(4) 設立登記年月日		昭和29年2月19日	
	(5) 理事長の氏名	姓	五十嵐	
		名	修	
	役員及び評議員の人数	33	理事長を含む人数を記載すること。	
	役員及び評議員	記載はこちら		
2 事業の概要				
(1-1)	本来業務（病院、診療所）	記載はこちら		
(1-2)	本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら		
(2)	附帯業務	記載はこちら		
(3)	収益業務	記載はこちら		
(4)	当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら		
(5)	当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら		
(7)	当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら		
(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
(9)	その他	記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	

様式 1 : 1-(2)

事業報告書			
1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名
新潟県	新潟市東区	空港西1丁目15番17号	ときわ診療所
新潟県	新潟市西区	寺尾東3丁目8番35号	坂井輪診療所
新潟県	新潟市中央区	入船町3丁目3629番地1	舟江診療所
新潟県	新潟市秋葉区	新津東町3丁目4番28号	かえつクリニック
新潟県	新潟市秋葉区	中沢町1番25号	かえつ歯科
新潟県	新潟市秋葉区	荻野町3番8号	介護老人保健施設おぎの里
新潟県	新潟市中央区	入船町3丁目3629番地 1	介護老人保健施設入舟

様式 1 : 1-(5)

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	五十嵐	修	理事長
理事	末武	修史	副理事長・下越病院管理者
理事	富樫	由希夫	専務理事
理事	長内	耕一	副専務理事
理事	松木	清美	副専務理事
理事	高澤	ちひろ	常務理事
理事	鷺尾	陽子	常務理事
理事	安達	哲夫	坂井輪診療所管理者
理事	岡田	節朗	かえつクリニック管理者
理事	小林	あかね	舟江診療所管理者
理事	駒形	雄気	かえつ歯科管理者
理事	太刀川	朗	介護老人保健施設おぎの里管理者
理事	畠山	眞	ときわ診療所管理者
理事	檜前	薫	介護老人保健施設入舟管理者
理事	阿部	浩典	
理事	石井	ゆう	
理事	岩佐	容子	
理事	小川	恵	
理事	木津	恵理子	
理事	小網	孝志	
理事	後藤	かおり	
理事	菅井	敏明	
理事	鈴木	伸	

1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	鈴木	真理	
理事	渡辺	大樹	
理事	上杉	國武	
理事	富井	智子	
理事	桜井	千賀子	
理事	野本	孝	
理事	神立	秀明	
理事	藤田	ミイ子	
監事	佐藤	雅之	
監事	宮路	恭雄	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

様式 1：2-(1)

事業報告書											
2-(1) 本来業務 (開設する病院、診療所（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)											
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	下越病院		1510125865	新潟市秋葉区	261	0	261	0	0	0	0
診療所	ときわ診療所		1510120544	新潟市東区							
診療所	坂井輪診療所		1510117003	新潟市西区							
診療所	舟江診療所		1510124983	新潟市中央区							
診療所	かえつクリニック		1510127168	新潟市秋葉区							
診療所	かえつ歯科		1510139524	新潟市秋葉区							

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(1)

事業報告書						
2-(1) 本来業務 (介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）						
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員
介護老人保健施設	介護老人保健施設おぎの里		1550180184	新潟市秋葉区	100	35
介護老人保健施設	介護老人保健施設入舟		1550180333	新潟市中央区	89	29

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(2)

事業報告書			
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
下越訪問看護ステーション		新潟市秋葉区	
はまなす訪問看護ステーション		新潟市中央区	
グループホーム白山		新潟市中央区	
デイホーム沼垂		新潟市中央区	
	新潟市地域包括支援センター下越	新潟市秋葉区	
	新潟市地域包括支援センターふなえ	新潟市中央区	
	病児保育室きしゃぼっぽ	新潟市秋葉区	
下越病院たんぽぽ保育園		新潟市秋葉区	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式 1 : 2-(3)

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考
不動産賃貸業	新潟市秋葉区	

様式 1 : 2-(4)-(9)

事業報告書	
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	
日付	議決又は同意した事項
令和7年3月29日	令和7年度事業活動方針及び予算の決定、R7年度借入金限度額の決定、R7年度役員報酬限度額の決定
令和7年6月28日	R6年度決算の決定、役員の退任及び専任の決定、社員の加入及び退社の決定
注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日		償還期限	
注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。 医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。					

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債				
医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由				
医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	
注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。				

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		
	日付	開設（許可を含む）した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。	

2-(9) その他	
日付	記載事項
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

法人名 社会医療法人新潟勤労者医療協会
所在地 新潟市秋葉区東金沢1459番地1

※医療法人整理番号 00007

貸借対照表
令和7年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	2,546,988	I 流動負債	2,490,045
現金及び預金	1,120,926	支払手形	0
事業未収金	1,313,358	買掛金	165,425
有価証券	0	短期借入金	0
たな卸資産	79,389	未払金	190,102
前渡金	0	未払費用	273,943
前払費用	22,892	未払法人税等	220
その他の流動資産	788	未払消費税等	5,643
貸倒引当金	-585	前受金	0
短期貸付金	10,220	預り金	86,434
		前受収益	932
		その他引当金	0
		その他の流動負債	1,767,346
II 固定資産	5,185,312	II 固定負債	6,383,780
1 有形固定資産	4,812,997	医療機関債	0
建物	2,474,195	長期借入金	6,152,837
構築物	46,669	繰延税金負債	0
医療用器械備品	297,284	その他引当金	0
その他の器械備品	66,852	その他の固定負債	27,251
車両及び船舶	301	退職給付引当金	203,692
土地	1,888,769		
建設仮勘定	902		
その他の有形固定資産	0		
有形リース資産	38,025		
		負債合計	8,873,825
		純資産の部	
2 無形固定資産	23,625	科目	金額
借地権	326	I 基金	0
ソフトウェア	20,451	II 積立金	-1,141,525
その他の無形固定資産	2,848	代替基金	
3 その他の資産	348,690	繰越利益積立金	-1,091,397
有価証券	0	設立等積立金	-50,128
長期貸付金	30,694		
保有医療機関債	0		
その他長期貸付金	0	III 評価・換算差額等	0
役員等長期貸付金	0	その他有価証券評価差額金	0
長期前払費用	9,886	繰延ヘッジ損益	0
繰延税金資産	0		
その他の固定資産	308,110		
		純資産合計	-1,141,525
資産合計	7,732,300	負債・純資産合計	7,732,300

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

様式第二号

法人名 社会医療法人新潟勤労者医療協会
所在地 新潟市秋葉区東金沢1459番地1

医療法人整理番号	00007
----------	-------

損 益 計 算 書

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			7,633,477
2 事業費用			
(1) 事業費	7,399,857		
(2) 本部費	321,142		7,720,999
本来業務事業損失			87,522
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			507,811
2 事業費用			492,936
附帯業務事業利益			14,875
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			3,060
2 事業費用			327
収益業務事業利益			2,733
事業損失			69,914
II 事業外収益			
受取利息	1,416		
その他の事業外収益	66,806		68,222
III 事業外費用			
支払利息	41,008		
その他の事業外費用	1,615		42,623
経常損失			44,315
IV 特別利益			
固定資産売却益	1,216		
その他の特別利益	205,074		206,290
V 特別損失			
固定資産売却損	1,380		
その他の特別損失	18,700		20,080
税引前当期純利益			141,895
法人税・住民税及び事業税	220		
法人税等調整額	0		220
当期純利益			141,675

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式第三号

法人名 社会医療法人 新潟勤労者医療協会
所在地 新潟市秋葉区東金沢1459番地1

※医療法人整理番号	7
-----------	---

財 産 目 録
(令和 7年 3月31日現在)

1. 資 産 額	7,732,300 千円
2. 負 債 額	8,873,825 千円
3. 純 資 産 額	△ 1,141,525 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	2,546,988
B 固 定 資 産	5,185,312
C 資 産 合 計 (A + B)	7,732,300
D 負 債 合 計	8,873,825
E 純 資 産 (C - D)	△ 1,141,525

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

様式5

法人名 社会医療法人 新潟勤労者医療協会

所在地 新潟市秋葉区東金沢1459番地1

※医療法人整理番号	7
-----------	---

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（１）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

（２）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

該当なし

2 資産の評価基準及び評価方法

棚卸し資産：最終仕入原価法

3 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法による。但し、平成 10 年 4 月以降に取得した建物（建物付属設備を除く）及び平成 29 年 4 月以降に取得した建物付属設備・構築物については定額法を採用。なお、耐用年数については法人税法に準拠しているが、98 年度以降の建物償却は 150/100 を計上したが、2010 年度より 125/100 を計上している。

○主な耐用年数

建物 8 年～39 年

構築物 2 年～55 年

医療用器械備品 3 年～8 年

その他の器械備品 4 年～15 年

車両運搬具 4 年～6 年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法による。耐用年数については法人税法に準拠している。

③リース資産

所有権移転外ファイナンスリース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。但し、2022 年 4 月 1 日以前に契約した所有権移転外ファイナンスリース取引については引き続き、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行った上で、貸借対照表にリース資産及びリース負債を両建てでオンバランス表示している。

4 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、利用者負担金債権については法人内における基準（3 年経過）に基づき計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

②賞与引当金

賞与引当金対象期間が存在しない為、賞与引当金は計上しない。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職九区債務を簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算し、計上している。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式による。但し、資産にかかる控除対象外消費税は発生事業年度の期間費用としている。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

該当なし

7 重要な会計方針を変更した旨等

※表示方法の変更

保険解約返戻金の表示方法は従来、損益計算上「事業外収益」の「その他事業収益」（前事業年度 1,409 千円）含めて表示していたが、重要性が増したため、当事業年度より「保険解約返戻金」（当事業年度 189,203 千円）として表示した。

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当なし

9 担保に供されている資産に関する事項

借入金 1,210,302,000 円に対して

土地 1,449,315,296 円

建物 2,436,690,988 円を担保に提供している。

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

（1）法人である関係事業者

該当なし

（2）該当なし個人である関係事業者

該当なし

1 1 重要な偶発債務に関する事項

係争中の医療訴訟などについては保険で補償されるため財政状態または経営成績の状況に重要な影響を及ぼすことはない。

1 2 重要な後発事象に関する事項

該当なし

1 3 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

3月末未払給与分の社会保険料 22,009,906 円を法定福利費として計上した。

(該当する事項がない項目については、項目の掲記を省略することができる。)

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

該当なし

2 資産の評価基準及び評価方法

棚卸し資産：最終仕入原価法

3 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法による。但し、平成 10 年 4 月以降に取得した建物（建物付属設備を除く）及び平成 29 年 4 月以降に取得した建物付属設備・構築物については定額法を採用。なお、耐用年数については法人税法に準拠しているが、98 年度以降の建物償却は 150/100 を計上したが、2010 年度より 125/100 を計上している。

○主な耐用年数

建物 8 年～39 年

構築物 2 年～55 年

医療用器械備品 3 年～8 年

その他の器械備品 4 年～15 年

車両運搬具 4 年～6 年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法による。耐用年数については法人税法に準拠している。

③リース資産

所有権移転外ファイナンスリース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。但し、2022 年 4 月 1 日以前に契約した所有権移転外ファイナンスリース取引については引き続き、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行った上で、貸借対照表にリース資産及びリース負債を両建てでオンバランス表示している。

4 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、利用者負担金債権については法人内における基準（3 年経過）に基づき計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

②賞与引当金

賞与引当金対象期間が存在しない為、賞与引当金は計上しない。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職九区債務を簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算し、計上している。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式による。但し、資産にかかる控除対象外消費税は発生事業年度の期間費用としている。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

該当なし

7 重要な会計方針を変更した旨等

※表示方法の変更

保険解約返戻金の表示方法は従来、損益計算上「事業外収益」の「その他事業収益」（前事業年度 1,409 千円）含めて表示していたが、重要性が増したため、当事業年度より「保険解約返戻金」（当事業年度 189,203 千円）として表示した。

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当なし

9 担保に供されている資産に関する事項

借入金 1,210,302,000 円に対して

土地 1,449,315,296 円

建物 2,436,690,988 円を担保に提供している。

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

（1）法人である関係事業者

該当なし

（2）該当なし個人である関係事業者

該当なし

1 1 重要な偶発債務に関する事項

係争中の医療訴訟などについては保険で補償されるため財政状態または経営成績の状況に重要な影響を及ぼすことはない。

1 2 重要な後発事象に関する事項

該当なし

1 3 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

3月末未払給与分の社会保険料 22,009,906 円を法定福利費として計上した。

(該当する事項がない項目については、項目の掲記を省略することができる。)

様式第四号

法人名 社会医療法人 新潟勤労者医療協会
所在地 新潟市秋葉区東金沢1459番地1

※医療法人整理番号 7

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位:千円)

	基金 (又は出資金)	積立金				評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
		代替基金	設立等 積 立 金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
令和6年3月31日 残高			△ 50,128	△ 1,233,071	△ 1,283,199				△ 1,283,199
会計年度中の変動額									
当期純利益				141,675	141,675				141,675
会計年度中の変動額合計	-	-	-	141,675	141,675				141,675
令和 年 月 日 残高	-	-	△ 50,128	△ 1,091,396	△ 1,141,525				△ 1,141,525

- 1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
- 2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができ。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名 社会医療法人 新潟勤労者医療協会
所在地 新潟市秋葉区東金沢1459番地1

※医療法人整理番号	7
-----------	---

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差 引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建物	6,909,016	45,834	43,585	6,911,265	4,437,070	209,658	2,474,195
	構築物	252,690	370	-	253,060	206,391	6,238	46,669
	医療器械	1,970,123	152,295	123,321	1,999,096	1,701,812	97,589	297,284
	車両及び運搬具	80,891	-	895	79,996	79,696	785	301
	その他の器械備品	730,434	17,359	3,245	744,548	677,696	34,137	66,852
	土地	1,888,769	-	-	1,888,769			1,888,769
	建設仮勘定	-	53,240	52,338	902			902
	リース資産	86,597	5,047	4,638	87,006	48,981	12,376	38,025
	計	11,918,519	274,145	228,021	11,964,643	7,151,645	360,783	4,812,997
無形 固定 資産	ソフトウェア	74,985	4,266	-	79,250	58,800	9,129	20,451
	借地権	326	-	-	326			326
	電話加入権	2,848	-	-	2,848			2,848
	計	78,159	4,266	-	82,424	58,800	9,129	23,625
その 他 の 資 産	関係団体出資金	1,824	-	-	1,824			1,824
	長期貸付金	33,985	7,780	11,071	30,694			30,694
	長期前払費用	9,270	3,829	3,212	9,886			9,886
	敷金	54	-	-	54			54
	保証金	250	-	-	250			250
	保険積立金	448,024	135,096	277,138	305,981			305,981
	その他繰延資産		-	-	-			-
	計	493,407	146,705	291,422	348,690	-	-	348,690

1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1％を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）
5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1％以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5％以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

様式第六号

法人名 社会医療法人 新潟勤労者医療協会
所在地 新潟市秋葉区東金沢1459番地1

※医療法人整理番号	7
-----------	---

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1, 538	585		1, 538	585
退職給付引当金	238, 703		35, 011		203, 691

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第七号

法人名

社会医療法人 新潟勤労者医療協会

所在地

新潟市秋葉区東金沢1459番地1

※医療法人整理番号

7

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	75,000	-		-
1年以内に返済予定の 長期借入金	1,986,482	1,752,997	0.44%	-
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	6,608,963	6,152,837	0.55%	令和7年4月1日～ 令和21年9月28日
その他の有利子負債	-	-		
合 計	8,670,445	7,905,834	-	-

長期借入金返済予定額（1年以内を除く5年以内）

2年（千円）	3年（千円）	4年（千円）	5年（千円）
1,696,622	1,514,592	1,681,638	250,619

1. 短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
5. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

様式第八号

法人名 社会医療法人 新潟勤労者医療協会
所在地 新潟市秋葉区東金沢1459番地1

※医療法人整理番号	7
-----------	---

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
該当なし	0	0
計	0	0

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
該当なし	0	0
計	0	0

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第九の一号

法人名 社会医療法人 新潟勤労者医療協会
所在地 新潟市秋葉区東金沢1459番地1

※医療法人整理番号	7
-----------	---

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本 来 業 務 事 業 費 用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事 業 費	本 部 費	計			
材料費	1,041,882	-	1,041,882	4,211	-	1,046,093
給与費	4,814,461	219,543	5,034,005	380,653	-	5,414,657
委託費	345,108	5,110	350,218	39,256	-	389,474
経費	1,151,501	94,321	1,245,823	67,832	11	1,313,666
売上原価	-	-	-	-	-	-
その他の事業費用	46,904	2,167	49,071	985	316	50,372
計	7,399,857	321,142	7,720,999	492,936	327	8,214,262

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中区分科目には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

様式第九の二号

法人名 社会医療法人 新潟勤労者医療協会
所在地 新潟市秋葉区東金沢1459番地1

※医療法人整理番号	7
-----------	---

事業費用明細表
(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 材料費		
医薬品費	422,589	
診療材料費	529,596	
給食材料費	93,909	1,046,093
II 給与費		
給与・賞与	4,694,212	
退職給付費用	51,141	
法定福利費	669,304	5,414,657
III 委託費		
検査委託費	48,215	
給食委託費	48,460	
寝具委託費	20,832	
歯科技工委託費	1,591	
医事委託費	22,878	
清掃委託費	52,574	
設備保守委託費	31,739	
診療委託費	110,379	
その他委託費	52,806	389,474
IV 経費		
減価償却費	369,912	
リース料	4,470	
控除対象外消費税	221,706	
地代家賃	14,293	
その他賃借料	26,267	
修繕費	42,991	
器械保守料	75,759	
車両費	20,174	
教育費	9,090	
後継者対策費	5,942	
福利厚生費	69,017	
旅費交通費	9,792	
職員被服費	17,119	
通信費	21,140	
広告宣伝費	1,212	
消耗品費	29,045	
消耗器具備品	16,978	
少額備品費	13,411	
会議費	1,234	
水道光熱費	195,571	
支払保険料	10,520	

紹介手数料	14,005	
交際費	3,425	
その他団体会費	8,115	
租税公課	1,446	
貸倒引当金繰入額	△ 953	
貸倒損失	1,209	
衛生費	12,644	
地域保健活動費	6,262	
広報費	4,054	
事業協賦課金	15,600	
県連会費	44,264	
雑費	27,953	1,313,666
V 売上原価		
商品（又は製品）期首たな卸高	-	
当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）	-	
商品（又は製品）期末たな卸高	-	
VI その他の事業費用		
研修費	27,589	
固定資産税等	22,783	50,372
事業費用計		8,214,262

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. I からVIの中区分科目は、省略する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

独立監査人の監査報告書

2025年6月12日

社会医療法人 新潟勤労者医療協会

監事 池田 繁 殿

監事 佐藤 雅之 殿

レ ク ス 監 査 法 人

東京都中央区

代表社員

業務執行社員

公認会計士

大神 行徳

社員

業務執行社員

公認会計士

池田 徹

監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人新潟勤労者医療協会の2024年4月1日から2025年3月31日までの2024年会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切

であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

社会医療法人新潟勤労者医療協会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

社会医療法人 新潟勤労者医療協会
理事長 五十嵐 修 殿

監 事 監 査 報 告 書

私たちは、社会医療法人新潟勤労者医療協会の2025年3月期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為、または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

2025年6月12日

社会医療法人 新潟勤労者医療協会

監事 池田 繁

監事 佐藤 雅之

別 添 2－2 （社会医療法人が関係書類を毎会計年度終了後 3 月以内に届け出る場合）
令和 7 年 6 月 30 日

都 道 府 県 知 事 殿

主たる事務所の所在地 新潟市秋葉区東金沢 1459 番地 1
社会医療法人 新潟勤労者医療協会
理事長 五十嵐 修

決 算 届

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの決算を終了したので、
医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。

記

救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名 称	所 在 地	
下越病院	新潟市秋葉区東金沢 1459 番地 1	災害医療
舟江診療所	新潟中央区入船町 3-3629-1	
ときわ診療所	新潟市東区空港西 1-15-17	
坂井輪診療所	新潟市西区寺尾東 3-8-35	
かえつクリニック	新潟市秋葉区新津東町 3-4-28	
かえつ歯科	新潟市秋葉区中沢町 1-25	

注 1) 「救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所」欄には、医療法第 42 条の 2 第 1 項第 5 号の基準に適合する病院又は診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）を全て記載すること。

注 2) 「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第 30 条の 4 第 2 項第 5 号に掲げる医療（以下参照）のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第 42 条の 2 第 1 項第 5 号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て）を記載すること。

○救急医療（精神科救急医療の要件を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。）

○災害医療 ○新興感染症発生・まん延時における医療 ○へき地医療 ○周産期医療

○小児救急医療

1. 社会医療法人関係書類一覧

申 請 書 類 一 覧		申 請 時	毎決算後	備考
☐	社会医療法人認定申請書	○	—	
☒	決算届	—	○	
☒	別表（医療法第42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類）	○	○	
（医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類）				
☒	添付書類（構造設備及び体制）	○	○	※
☐	添付書類1-1（救急医療） 時間外等加算件数明細表	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	※
☐	添付書類1-2（救急医療） 夜間等救急自動車等搬送件数明細表 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
☐	添付書類1-3（精神科救急医療） 時間外等診療件数明細表 受診時間等を証明する書類 応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等写し）			
☒	添付書類2（災害医療） 添付書類1-1（救急医療）又は1-2（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）			
☐	添付書類3（新興感染症発生・まん延時における医療） 添付書類1-1（救急医療）又は1-2（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修ごとに参加した職員の役職名及び所属を記載したリスト 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）			
☐	添付書類4-1（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等写し）			
☐	添付書類4-2（へき地医療） 巡回診療明細表 巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）			
☐	添付書類4-3（へき地医療） へき地診療所診療日明細表			
☐	添付書類4-4（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（協定書等写し）			
☐	添付書類4-5（へき地医療） 医師派遣明細表、巡回診療明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類、巡回診療の延べ診療日数を証明する書類			
☐	添付書類5（周産期医療） 母体搬送件数明細表 母体搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
☐	添付書類6（小児救急医療） 時間外等加算件数明細表 受診時間等を証明する書類			
（公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類）				
☒	添付書類7（公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営））	○	○	

	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準	○	○	※
	直前に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書	○	—	
☒	書類付表 1（理事、監事、社員及び評議員に関する明細表）	○	○	
☒	書類付表 2（経理等に関する明細表）	○	○	
☒	書類付表 3（保有する資産の明細表）	○	○	※
☒	添付書類 8（公的な運営に関する要件（医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 6 号）に該当する旨を説明する書類（事業））	○	○	
	診療報酬規程	○	○	

- 注）（1）該当する書類にチェックをすること。
- （2）備考欄の※印は、毎会計年度終了後 3 月以内の届出に係る書類のうち都道府県において閲覧に供するものであること。
- （3）申請関係書類の中にある申請者名の欄は法人名及び理事長名、住所の欄は主たる事務所の所在地を記載すること。
- （4）閲覧に供する書類について、個人情報に係る記載（（3）を除く。）がある場合にあっては、必要な措置を講ずるものとする。

2. 定款（寄附行為）変更認可申請関係書類一覧

申 請 書 類 一 覧
☐ 定款（寄附行為）変更認可申請書
☐ 定款又は寄附行為の変更内容（新旧条照表を添付すること。）及びその事由を記載した書類
☐ 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類 … 社団の医療法人にあつては、社員総会の議事録 … 財団の医療法人にあつては、理事会及び評議員会の議事録
(医療法第42条の2第1項の収益業務を行う場合)
☐ 収益業務の概要及び運営方法を記載した書類
☐ 定款又は寄附行為変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
☐ 新たに寄附を受ける場合、その申込書の写し (寄附が不動産の場合、その申込書の写し、登記事項証明書及びその評価額を証明する書類)
☐ 土地、建物等を賃貸する場合、その契約書の写しと登記事項証明書

注) (1) 新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合、又は社会医療法人の認定が取り消された場合にあつては、医療法第54条の9第3項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

(2) 該当する書類にチェックをすること。

3. 決算届出関係書類一覧

届 出 書 類 一 覧
(基本書類)
☒ 事業報告書
☒ 財産目録
☒ 貸借対照表
☒ 損益計算書
☒ 関係事業者との取引の状況に関する報告書
☒ 監事の監査報告書
☒ 医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類 (「1. 社会医療法人関係書類一覧」参照)
(医療法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した場合（当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。))
上記に掲げる基本書類
☐ 純資産変動計算書
☐ キャッシュ・フロー計算書
☐ 附属明細表
☐ 公認会計士又は監査法人の監査報告書
(医療法第51条第2項の厚生労働省令で定める基準に該当する場合)
上記に掲げる基本書類
☒ 純資産変動計算書
☒ 附属明細表

☒ 公認会計士又は監査法人の監査報告書

- 注) (1) 社会医療法人が医療法第52条第1項の規定に基づく書類の届出をしようとする場合、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類も併せて届出する必要があること。
- (2) 会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあっては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間を含めて届出することに留意すること。
- (3) 会計年度の中途において社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類を届出する必要がないこと。
- (4) 該当する書類にチェックをすること。

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：社会医療法人 新潟勤労者医療協会 理事長 五十嵐 修

住 所：新潟県新潟市秋葉区東金沢 1459 番地 1

以下のとおり相違ありません。

施 設 名	下越病院
施設の所在地	新潟市秋葉区東金沢 1459 番地 1
管轄保健所名	新潟市保健所

1 診療科目

科 目	内科	循環器内科	消化器内科	神経内科	外科	整形外科
	小児科	泌尿器科	婦人科	皮膚科	リウマチ科	糖尿病内科
	リハビリテーション科	心臓血管外科	呼吸器科	麻酔科	総合診療科	科

2 許可病床数

一 般		療 養		結 核		精 神		感 染 症		合 計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床
120	261									120	261

3 構造設備

（1）総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）

業務の区分	施 設	設 備 等
☐ 救急医療 ☐ 精神科救急医療 ☒ 災害医療 ☐ へき地医療 ☐ 病院 ☐ へき地診療所 ☐ 周産期医療 ☐ 小児救急医療	☒ 集中治療室 ☐ 母体胎児集中治療管理室 ☐ 新生児集中治療管理室 ☒ 診察室 ☒ 手術室 ☒ 処置室 ☒ 臨床検査施設 ☒ エックス線診療室 ☒ 調剤所 ☐ 保護室 ☒ 面会室 ☐ 専用病床（ 床） ☐ 優先的に使用される病床 ☒ 備蓄倉庫 ☒ ヘリポート（ ☒ 敷地内 ☐ 近接地） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	☐ 分娩監視装置 ☐ 新生児用呼吸循環監視装置 ☒ 超音波診断装置 ☐ 新生児用人工換気装置 ☐ 微量輸液装置 ☐ 保育器 ☒ 簡易ベッド ☒ 携帯用医療機器 ☒ 食料 ☒ 飲料水 ☒ 医薬品 ☒ 自家発電装置 ☒ トリアージタッグ ☒ 救急用自動車 ☒ 広域災害・救急医療情報システム

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数
本館	鉄骨スレート6階	耐震基準を有する (免震構造)	診察室	24
			処置室	13
			臨床検査室	10
			X線検査室	9
			調剤室	6
			病室	120
			事務室	14
			相談室	2
			会議室	10
			図書室	1
			内視鏡検査室	1
			検体検査室	6
			スタッフルーム	20
			予約室	2
			問診室	7
			剖検	3
			厨房	1
			売店	1
			売店厨房	1
			透析室	1
			手術室	4
			中央材料	6
			リカバリー室	5
			デイルーム	5
			説明室	14
			リハビリ室	7
別館	鉄骨スレート2階	耐震基準を有する	事務室	4
			会議室	6
			更衣室	3
			倉庫	1

(3) 開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員	30.0		9.0	12.0		21.0		101.0		1.0	12.0	7.0	8.0	59.0	14.0		274.0
実人員	44.2		11.0	12.0		22.3		226.6		5.8	30.0	22.0	9.0	63.9	12.0	62.7	521.5
内特殊関係者	2.0													1.0			3.0

5 勤務体制

	体 制	昼間（15時現在）		夜間（3時現在）		休日（15時現在）	
		専 任	兼 任	専 任	兼 任	専 任	兼 任
医師	病院内	1	31		1		1
	オンコール						
内 精神科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 産婦人科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内		10				
	オンコール				1		1
診療放射線技師	病院内		9		1		
	オンコール				1		2
臨床検査技師	病院内		19		1		
	オンコール				1		2
看護師	病院内	3	96	1	20	4	41
	オンコール			3		4	
合 計	病院内	4	165	1	23	4	42
	オンコール	0	0	3	3	4	5
内 救急医療（再掲） （精神科救急医療含む）	病院内	4		1	1		4
	オンコール						
内 周産期医療（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療（再掲）	病院内						
	オンコール						

6 その他の体制

(1) 精神科救急医療の場合のみ

・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく 都道府県知事の指定の有無	無
・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく 常時勤務する指定医の人数	人

(2) 災害医療の場合のみ

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）の有無	有
----------------------	---

(3) 新興感染症発生・まん延時における医療の場合のみ

① 感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定であって、同項第1号に掲げる事項に係るものについて

次の措置を全て含む協定締結の有無 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に即応病床化し、かつ確保病床数が30床以上であることを内容に含んだ病床確保に係る措置 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始し、かつ1日当たり20人以上の診療を行うことを内容に含んだ発熱外来に係る措置 ・ 医療人材派遣に係る措置	
--	--

② 医療法第30条の12の6第1項に規定する協定について

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害支援ナースに係る協定締結の有無	

※都道府県知事と締結した「医療措置協定」及び「医療法第30条の12の6第1項に規定する協定」を添付すること。

「添付書類（構造設備及び体制）」の記載要領

1 各表共通

申請書又は決算届に記載した救急医療等確保事業を行っている病院（診療所）毎に記載すること。

2 「2 許可病床数」

医療法に基づき「患者収容定員」として使用許可を受けている「許可病床」の数を記載すること。

3 「3 構造設備」

(1) 「(1) 総括表」には、該当する業務の区分(複数の基準に該当する場合はその全て)及び所有する施設又は設備等の口にチェックすること。

(2) 「(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要」は、以下のとおり記載すること。

① 「区分」欄には、建物の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等）を記載すること。

② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等）を記載すること。

③ 「耐震基準」欄には、「耐震基準を有する」又は「耐震基準を有しない」を記載すること。

※ 耐震構造を有する場合とは、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法(昭和56年6月1日施行令改正)に基づく耐震基準を満たすものや耐震補強工事等により新耐震基準を満たすものをいう。

④ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。

⑤ 「室数」欄には、その建物の用途別の区分に応じ、その室数を記載すること。

(3) 「(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要」には、医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当するへき地診療所の所在地の都道府県において、当該医療法人が開設するすべての病院について記載すること。

① 「施設」欄には、該当する施設の口にチェックすること（へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあつては、(1) 総括表に記載済みのため記載不要）。

② 「へき地からの入院患者の受入れ体制」欄には、その具体的な体制（例えば、病院開院時間におけるへき地の患者の受け入れ（外来、入院、検査等）の可否、〇〇病院が所有する患者輸送車により搬送できる体制、情報システムにより診療を支援できる体制等）を記載すること。

なお、へき地医療拠点病院へ医師を派遣する病院にあつては、へき地医療拠点病院からへき地診療所へ派遣された医師との連携を図るため、へき地診療所で対応困難な場合等において、当該病院の窓口を経由して対応可能な医師等に相談し、必要な助言・指導を受けられる体制（例えば、「担当窓口：〇〇室、対応方法：へき地診療所からの応援要請（へき地医療拠点病院を経由する場合を含む。）に対して対応可能な医師等に院内PHSで連絡し、適切な助言指導を行う。」など）についても記載すること。

4 「4 職種別従業員数」

(1) 直近に終了した会計年度の末日における人数を記載すること。

(2) 特殊関係者とは、医療法人の設立者、理事、監事、社員若しくは評議員（以下「設立者等」という。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいう。なお、親族等とは、次の者をいう。

① 設立者等の配偶者及び三親等以内の親族

② 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

④ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

5 「5 勤務体制」

(1) 休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年

始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）を指すこと。）の欄には、直近に終了した会計年度の最終の休日における勤務体制を記載すること。

（2）昼間、夜間の欄には、直近に終了した会計年度の（1）の休日を除く最終の日における勤務体制を記載すること。

（3）専任とは、救急医療（精神科救急医療）、周産期医療又は小児救急医療を担当するために配置された者を指す。

「添付書類（構造設備及び体制）」の記載要領

1 各表共通

申請書又は決算届に記載した救急医療等確保事業を行っている病院（診療所）毎に記載すること。

2 「2 許可病床数」

医療法に基づき「患者収容定員」として使用許可を受けている「許可病床」の数を記載すること。

3 「3 構造設備」

(1) 「(1) 総括表」には、該当する業務の区分(複数の基準に該当する場合はその全て)及び所有する施設又は設備等の□にチェックすること。

(2) 「(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要」は、以下のとおり記載すること。

① 「区分」欄には、建物の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等）を記載すること。

② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等）を記載すること。

③ 「耐震基準」欄には、「耐震基準を有する」又は「耐震基準を有しない」を記載すること。

※ 耐震構造を有する場合とは、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法（昭和56年6月1日施行令改正）に基づく耐震基準を満たすものや耐震補強工事等により新耐震基準を満たすものをいう。

④ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。

⑤ 「室数」欄には、その建物の用途別の区分に応じ、その室数を記載すること。

(3) 「(3) 開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要」には、医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当するへき地診療所の所在地の都道府県において、当該医療法人が開設するすべての病院について記載すること。

① 「施設」欄には、該当する施設の□にチェックすること。

② 「へき地からの入院患者の受入れ体制」欄には、その具体的な体制（例えば、〇〇病院が所有する患者輸送車により搬送できる体制、情報システムにより診療を支援できる体制等）を記載すること。

4 「4 職種別従業員数」

(1) 直近に終了した会計年度の末日における人数を記載すること。

(2) 特殊関係者とは、医療法人の設立者、理事、監事、社員若しくは評議員（以下「設立者等」という。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいう。なお、親族等とは、次の者をいう。

① 設立者等の配偶者及び三親等以内の親族

② 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維

持しているもの

④ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

5 「5 勤務体制」

- (1) 休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日及び年末年始の日（1 月 1 日を除く 12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を指すこと。）の欄には、直近に終了した会計年度の最終の休日における勤務体制を記載すること。
- (2) 昼間、夜間の欄には、直近に終了した会計年度の（1）の休日を除く最終の日における勤務体制を記載すること。
- (3) 専任とは、救急医療（精神科救急医療）、周産期医療又は小児救急医療を担当するために配置された者を指す。

添付書類 1－1（救急医療）

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：社会医療法人 新潟勤労者医療協会

住 所：新潟市秋葉区東金沢 1459 番地 1

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	下越病院
病院の所在地	新潟市秋葉区東金沢 1459 番地 1
管轄保健所名	新潟保健所

〔時間外等加算割合〕

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	31, 113 件	52 件	A 31, 165 件
内 時間外加算の算定件数	1, 994 件	7 件	① 2, 001 件
内 休日加算の算定件数	1, 542 件	9 件	② 1, 551 件
内 深夜加算の算定件数	1, 357 件	13 件	③ 1, 370 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	④ 0 件
時間外等加算割合 {(①+②+③+④) / A}			15. 8%

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した 3 会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成 2 0 年厚生労働省告示第 5 9 号）別表第一区分番号 A000 に掲げるものをいう。）の算定件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等加算件数明細表

時間外等加算件数明細表

(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	11,917 件	20 件	11,937 件
内 時間外加算の算定件数	671 件	4 件	675 件
内 休日加算の算定件数	565 件	5 件	570 件
内 深夜加算の算定件数	427 件	4 件	431 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件

(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	9,897 件	19 件	9,916 件
内 時間外加算の算定件数	630 件	1 件	631 件
内 休日加算の算定件数	470 件	2 件	472 件
内 深夜加算の算定件数	442 件	5 件	431 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件

(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	9,299 件	13 件	9,312 件
内 時間外加算の算定件数	693 件	2 件	695 件
内 休日加算の算定件数	507 件	2 件	509 件
内 深夜加算の算定件数	488 件	4 件	492 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件

(合 計)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	31,113 件	52 件	31,165 件
内 時間外加算の算定件数	1,994 件	7 件	2,001 件
内 休日加算の算定件数	1,542 件	9 件	1,551 件
内 深夜加算の算定件数	1,357 件	13 件	1,370 件
内 時間外加算の特例の算定件数	0 件	0 件	0 件

(記載上の注意事項)

○（合計）の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 1－2（救急医療）

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：社会医療法人 新潟勤労者医療協会

住 所：新潟市秋葉区東金沢 1459 番地 1

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	下越病院
病院の所在地	新潟市秋葉区東金沢 1459 番地 1
管轄保健所名	新潟保健所

〔夜間等救急自動車等搬送件数〕

消防機関の救急自動車による搬送件数	①	5,048 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	②	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	③	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	④	0 件
合 計		5,048 件
3 会計年度平均		1,682 件
直近に終了した 3 会計年度に含まれる令和 2 年 2 月から令和 3 年 3 月までの月数 (A)		0 月
直近に終了した 3 会計年度に含まれる令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月までの月数 (B)		0 月
直近に終了した 3 会計年度中に国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルスの発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がない場合の基準値 ・ 救急医療については、 別添 1 中別表 1 上欄に掲げる月数 (A) の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表 2 上欄に掲げる月数 (B) の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を 7 5 0 から控除した数 ・ 災害医療については、 別添 1 中別表 3 上欄に掲げる月数 (A) の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表 4 上欄に掲げる月数 (B) の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を 6 0 0 から控除した数	⑤	600 件
直近に終了した 3 会計年度における国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数 (※)	⑥	0 日

直近に終了した３会計年度中に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値（⑤－⑥×２÷３）	０件
---	----

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した３会計年度における夜間（午後６時から翌日の午前８時までとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日及び年末年始の日（１月１日を除く１２月２９日から１月３日まで）及び土曜日又はその振替日）の救急搬送件数を記載すること。

※国又は地方公共団体からの要請により休業した日数

期 間	日 数
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
通算日数	⑥ 日

添付資料

- 夜間等救急自動車等搬送件数明細表
- 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	1,597 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件
合計	1,597 件

(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	1,675 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件
合計	1,675 件

(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	1,776 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件
合計	1,776 件

(合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	5,048 件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0 件
ヘリコプターによる搬送件数	0 件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 2（災害医療）

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：社会医療法人 新潟勤労者医療協会

住 所：新潟市秋葉区東金沢 1459 番地 1

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	下越病院
病院の所在地	新潟市秋葉区東金沢 1459 番地 1
管轄保健所名	新潟保健所

〔時間外等加算割合又は夜間等救急自動車等搬送件数〕

- **添付書類 1－1（救急医療）**又は**添付書類 1－2（救急医療）**に記載し、提出（添付資料を含む。）すること。

〔DMA T 研修等の実績〕

参加者の役職名	訓 練 又 は 研 修		
	実 施 者 名	訓練又は研修名	実施日又は実施期間
医師		新潟 DMAT 避難実働訓練	2024 年 6 月 8. 9 日
事務		厚労省大規模地震医療活動訓練	2024 年 9 月 27. 28 日
看護師			2024 年 10 月 5 日
		東北 DMAT 参集訓練	2024 年 11 月 12. 13. 14 日
		日本 DMAT 養成研修	

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度における防災訓練（都道府県又は国）又は研修（DMA T 研修）の参加状況を記載すること。

添付資料

- 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は実施者からの参加依頼文等の写し（個人名欄は消去すること。））

〔都道府県又は国からの災害派遣チーム（DMA T）の派遣要請への対応〕

派遣要請日時	派遣先（被災地）	派 遣 者 数	派遣要請拒否の理由
令和 6 年 1 月 3 日	石川県能登	医師 2 名 看護師 2 名 調整員 1 名	
令和 2 年 11 月	新潟市	医師 1 名 看護師 2 名 調整員 1 名	

（記載上の注意事項）

- 過去の派遣要請への対応について記載すること。（過去において派遣要請がない場合は記載する必要はない。）
- 派遣者数は、医師〇名、看護師〇名のように記載すること。

添付書類 7

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営）

申請者名：社会医療法人 新潟勤労者医療協会 理事長 五十嵐 修

住 所：新潟市秋葉区東金沢 1459 番地 1

以下のとおり相違ありません。

1 運営組織（法第42条の2第1項第1号から第3号まで、規則第30条の35の3第1項第1号イ及びハ）

	総 数	最も人数の多い 親 族 等 の グループの人数	親 族 等 の 割 合	最も人数の多い 他の同一団体の グループの人数	他の同一団体 の 割 合
理 事	31 人	0 人	%	0 人	%
監 事	2 人			0 人	%
社 員	33 人	0 人	%		
評議員	0 人	0 人	%		

2 役員等の選任方法（規則第30条の35の3第1項第1号ロ）

（財団医療法人である場合は、該当する項目欄の□にチェックすること。）

☐ すべての評議員を理事会において推薦

3 報酬等の支給基準（規則第30条の35の3第1項第1号ニ）

（該当する項目欄の□にチェックすること。）

☐ 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、支給基準を定めている

	支給基準の内容
理 事	理事長、副理事長、専務、副専務理事、常務理事は毎年の定期総会で役員報酬限度額を決定している。 常勤理事については給与規定による。 非常勤理事については「非常勤理事・非常勤監事の報酬規定」による。
監 事	非常勤監事については 「非常勤理事・非常勤監事の報酬規定」による。
評議員	なし

添付資料

○ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準

4 経理内容（規則第30条の35の3第1項第1号ホ及びへ）

区 分	医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用	該当なし	有 ・ ☐ 無
金銭の貸付け	該当なし	有 ・ ☐ 無
資産の譲渡	該当なし	有 ・ ☐ 無
給与の支給	給与規定に基づき給与を支給	有 ・ ☐ 無
役員等の選任	総会で理事を選任、理事会で役員を選任している	有 ・ ☐ 無
その他財産の運用及び事業の運営	該当なし	有 ・ ☐ 無

5 遊休財産（規則第30条の35の3第1項第1号ト及び第2項）

区 分	金 額
A 資産の総額	7,732,300,037 円
B 純資産の額	-1,141,524,651 円
C 純資産の額の資産の総額に対する割合（ $B/A \times 100$ ）	-14.8%
D 控除対象財産の帳簿価額（イからへまでの合計額）	5,710,529,709 円
イ 本来業務の用に供する財産	5,433,918,469 円
ロ 附帯業務の用に供する財産	146,121,090 円
ハ 収益業務の用に供する財産	130,490,150 円
ニ イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産	0 円
ホ 減価償却引当特定預金	0 円
ヘ 特定事業準備資金	0 円
E 遊休財産額（ $(A-D) \times C$ ）	-299,222,008 円
F 事業費用の額	8,214,262,334 円

添付資料

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合に限る。）

6 保有財産（規則第30条の35の3第1項第1号チ）

区 分	具 体 的 な 内 容	他の団体の意思決定への関与の有無
株 式	(株)保健医療研究所（2株10万、保有率0.7%）	有 ・ ☐ 無
出 資	労働金庫（32万4千円） 新潟医療介護事業協同組合（20万円）	有 ・ ☐ 無
社団法人の社員権	該当なし	有 ・ ☐ 無
組合契約	該当なし	有 ・ ☐ 無
信 託	該当なし	有 ・ ☐ 無
外国の法令に基づく財産	該当なし	有 ・ ☐ 無

7 法令違反（規則第30条の35の3第1項第1号リ）

区 分	具 体 的 な 内 容	事実の有無
法令違反	該当なし	有 ・ ☐ 無
勧告に反する開設、増床、種別変更	該当なし	有 ・ ☐ 無
帳簿書類の隠ぺい、仮装	該当なし	有 ・ ☐ 無
その他公益に反する事実	該当なし	有 ・ ☐ 無

「公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類（運営）」の記載要領

1 「1 運営組織」

- (1)「理事、監事、社員及び評議員に関する明細表」（書類付表1）の記載内容に基づき、各欄を記載すること。
- (2)「最も人数の多い他の同一団体のグループの人数」欄には、公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）（以下「公益法人等」という。）を除く他の同一団体のグループの人数を記載すること。

2 「2 役員等の選任方法」

該当する項目欄の□にチェックすること。

3 「3 報酬等の支給基準」

該当する項目欄の□にチェックすること。

支給基準を定めている場合には、その内容を記載し、当該支給基準を添付すること。

4 「4 経理内容」

- (1)「医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容」欄には、「経理等に関する明細表」（書類付表2）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

① 「施設の利用」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が医療法人の施設を利用している場合に、その利用状況の内容を記載すること。

② 「金銭の貸付け」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に金銭を貸し付けている場合に、その貸付けの内容を記載すること。

③ 「資産の譲渡」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に資産を譲渡した場合に、その譲渡の内容を記載すること。

④ 「給与の支給」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対し支給している給与について、その支給の内容を記載すること。

⑤ 「役員等の選任」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が理事、監事、社員又は評議員に選任された場合に、その選任状況の内容を記載すること。

⑥ 「その他財産の運用及び事業の運営」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体からの借用物件、借入金及び譲受資産等がある場合に、その取引の内容について記載すること。

- (2) 医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。

イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人

ロ 当該医療法人が社団医療法人である場合にあっては、その社員

- ハ 当該医療法人が財団医療法人である場合にあっては、その設立者又は評議員
- ニ イからハまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ホ イからハまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ヘ イからハまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ト ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(3) 特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者とは、次に掲げる者とする。

- イ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益目的の事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体
- ロ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

5 「5 遊休財産」

「保有する資産の明細表」（書類付表 3）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

① 「A 資産の総額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の部の合計額を記載すること。ただし、純資産の部に評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を資産の部の合計額から控除するものとする。

② 「B 純資産の額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する純資産の部の合計額（貸借対照表上の資産の総額から負債の額を控除した額）を記載すること。ただし、評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額から控除するものとする。

③ 「C 純資産の額の資産の総額に対する割合」欄

純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

④ 「イ 本来業務の用に供する財産」欄

当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑤ 「ロ 附帯業務の用に供する財産」欄

医療法第 4 2 条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑥ 「ハ 収益業務の用に供する財産」欄

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑦ 「ニ イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産」欄

現に使用されていないが、イからハまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）を記載すること。

⑧ 「ホ 減価償却引当特定預金」欄

イからハまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額を記載すること。

⑨ 「ヘ 特定事業準備資金」欄

将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金に係る支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の合計額を記載すること。

⑩ 「E 遊休財産額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から控除対象財産の帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額の資産の総額に対する割合を乗じて得た額（その数に小数点未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

6 「6 保有財産」

① 「株式」欄

医療法人が株式を保有している場合に、その内容を記載すること。

② 「出資」欄

医療法人が特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

③ 「社団法人の社員権」欄

医療法人が合名会社、合資会社、合同会社その他の社団法人の社員権を保有している場合に、その内容を記載すること。

④ 「組合契約」欄

医療法人が民法第667条第1項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

⑤ 「信託」欄

医療法人が信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

⑥ 「外国の法令に基づく財産」欄

医療法人が外国の法令に基づく財産であって、①から⑤までに掲げる財産に類するものを保有している場合に、その内容を記載すること。

7 「7 法令違反」

「法令違反」欄には、直近の3会計年度において、次に掲げる事実がある場合に、その内容を記載すること。

イ 医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合

ロ 医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合

ハ 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

ニ 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であって、医療法第64条第1項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは第2項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員の解任の勧告が発せられた場合

ホ その他イからニまでに相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合

理事、監事、社員及び評議員に関する明細表

区 分	氏 名	親族等の関係	職業	法人格の有無
理事長 (社員)	五十嵐 修	なし	当法人 医師	(有) ・ 無
			新潟市医師会 会員	有 ・ (無)
副理事長 (社員)	末武 修史	なし	当法人 下越病院 院長	(有) ・ 無
			新潟市医師会 会員	有 ・ (無)
専務理事 (社員)	富樫 由希夫	なし	当法人 専務理事	(有) ・ 無
			有限会社 かえつ 取締役	(有) ・ 無
副専務理事 (社員)	長内 耕一	なし	当法人 下越病院 事務長	(有) ・ 無
常務理事 (社員)	松木 清美	なし	当法人 看護部長	(有) ・ 無
理事 (社員)	高澤 ちひろ	なし	当法人 人事部長	(有) ・ 無
理事 (社員)	鷺尾 陽子	なし	当法人 経理部副部長	(有) ・ 無
理事 (社員)	安達 哲夫	なし	当法人 坂井輪診療所 所長	(有) ・ 無
			新潟市医師会 会員	有 ・ (無)
理事 (社員)	岡田 節朗	なし	当法人 かえつクリニック 所長	(有) ・ 無
			新潟市医師会 会員	有 ・ (無)
理事 (社員)	駒形 雄気	なし	当法人 かえつ歯科 所長	(有) ・ 無
			新潟市歯科医師会 会員	有 ・ (無)
理事 (社員)	小林あかね	なし	当法人 舟江診療所 所長	(有) ・ 無
理事 (社員)	太刀川 朗	なし	当法人 介護老人保健施設 おぎの里 施設長	(有) ・ 無
			新潟市医師会 会員	有 ・ (無)
理事 (社員)	畠山 眞	なし	当法人 ときわ診療所 所長	(有) ・ 無
			新潟市医師会 会員	有 ・ (無)
理事 (社員)	檜前 薫	なし	当法人 老人保健施設 入舟 施設長	(有) ・ 無
			新潟市医師会 会員	有 ・ (無)
理事 (社員)	阿部 浩典	なし	当法人 介護老人保健施設 入舟 事務長	(有) ・ 無
理事 (社員)	石井 ゆう	なし	当法人 組織部長	(有) ・ 無
理事 (社員)	岩佐 容子	なし	当法人 かえつクリニック 事務長	(有) ・ 無
理事 (社員)	小川 恵	なし	当法人 介護部長	(有) ・ 無
理事 (社員)	木津 恵理子	なし	当法人 下越病院 看護総師長	(有) ・ 無
理事 (社員)	小網 孝志	なし	新潟県民主医療機関連合会 事務局長	(有) ・ 無
理事 (社員)	後藤 かおり	なし	当法人 舟江診療所 事務長	(有) ・ 無
理事 (社員)	菅井 敏明	なし	当法人 かえつ歯科 事務長	(有) ・ 無
理事 (社員)	鈴木 伸	なし	当法人 坂井輪診療所 事務長	(有) ・ 無
理事 (社員)	鈴木 真理	なし	当法人 介護老人保健施設 おぎの里 事務長	(有) ・ 無
理事 (社員)	渡辺 大樹	なし	当法人 医師部事務局長	(有) ・ 無

区 分	氏 名	親族等の関係	職業	法人格の有無
理事 (社員)	上杉 國武	なし	無職	①有 ・ 無
理事 (社員)	富井 智子	なし	無職	①有 ・ 無
理事 (社員)	野本 孝	なし	無職	①有 ・ 無
理事 (社員)	桜井 千賀子	なし	無職	①有 ・ 無
理事 (社員)	佐藤 明美	なし	無職	①有 ・ 無
理事 (社員)	神立 秀明	なし	無職	①有 ・ 無
理事 (社員)	藤田 ミイ子	なし	無職	①有 ・ 無
監事 (社員)	佐藤 雅之	なし	佐藤会計事務所 事務員	①有 ・ 無
監事 (社員)	宮路 恭雄	なし	無職	有 ・ ①無

「理事、監事、社員及び評議員に関する明細表」（書類付表１）の記載要領

- （１）理事、監事、社員及び評議員（以下「社員等」という。）について、申請時に就任しているすべての者を、それぞれ別葉に記載すること。
- （２）「区分」欄には、社員等のいずれかを記載すること。なお、役職名（理事長等）を記載すること。
- （３）「親族等の関係」欄には、社員等のそれぞれについて、それぞれのグループの中で親族関係を有する者及び特殊の関係がある者がいる場合に、その旨（例えば、〇〇の配偶者、△△の使用人等）を記載すること。

なお、親族関係を有する者及び特殊の関係がある者とは、次に掲げる者をいう。

イ 社員等の配偶者及び三親等以内の親族

ロ 社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ニ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

- （４）「職業」欄には、当該医療法人における役職等及び当該医療法人以外の勤務先又は所属している学術団体等の名称並びに役職等をすべて具体的に（例えば当法人〇〇病院院長、〇〇会社社長、〇〇事務所事務員、〇〇医師会会員等）記載し、当該勤務先又は学術団体等にかかる法人格の有無について「法人格の有無」欄に記載すること。

経理等に関する明細表

1 医療法人の関係者等の施設の利用明細

区 分	関係者等の 氏名又は名称	特殊の関係	内 容	利用年月日	利用料金
施設の貸与	なし				
そ の 他	なし				

2 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
なし			
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

3 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
なし			
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

4 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細

氏 名	職務内容	就職年月日	常勤又は 非常勤の別	社 員 等 との関係	給与の支給 の 有 無
五十嵐 修	下越病院 医師	S54. 5. 1	常勤	理事長（社員）	有 ・ 無
末武 修史	下越病院 院長		常勤	副理事長（社員）	有 ・ 無
富樫由希夫	専務理事	H8. 4. 1	常勤	専務理事（社員）	有 ・ 無
長内 耕一	下越病院事務長		常勤	副専務理事（社員）	有 ・ 無
松木 清美	看護部長	S60. 4. 1	常勤	常務理事（社員）	有 ・ 無
高澤ちひろ	人事部長	H8. 2. 20	常勤	常務理事（社員）	有 ・ 無
鷺尾 陽子	経理部長	H6. 4. 1	常勤	常務理事（社員）	有 ・ 無
安達 哲夫	坂井輪診療所 所長	S58. 5. 1	常勤	理事（社員）	有 ・ 無
岡田 節朗	かえつクリニック 所長	S58. 5. 1	常勤	理事（社員）	有 ・ 無
小林あかね	舟江診療所 所長	R6. 4. 1	常勤	理事（社員）	有 ・ 無
駒形 雄気	かえつ歯科 所長	H25. 4. 1	常勤	理事（社員）	有 ・ 無
太刀川 朗	老人保健施設おぎの里 施設長	S60. 5. 1	常勤	理事（社員）	有 ・ 無
畠山 眞	ときわ診療所 所長	S63. 5. 12	常勤	理事（社員）	有 ・ 無

檜前 薫	老人保健施設入舟 施設長	R4. 4. 1	常勤	理事（社員）	有 ・ 無
阿部 浩典	老人保健施設入舟 事務長	H20. 5. 1	常勤	理事（社員）	有 ・ 無
石井 ゆう	組織部長	H21. 4. 16	常勤	理事（社員）	有 ・ 無
岩佐 容子	かえつクリニック 事務長		常勤	理事（社員）	有 ・ 無
小川 恵	介護部長		常勤	理事（社員）	有 ・ 無
木津恵理子	下越病院 総看護師長	H8. 4. 1	常勤	理事（社員）	有 ・ 無
後藤かおり	舟江診療所 事務長		常勤	理事（社員）	有 ・ 無
菅井 敏明	かえつ歯科 事務長	H1. 4. 1	常勤	理事（社員）	有 ・ 無
鈴木 伸	坂井輪診療所 事務長	H23. 6. 16	常勤	理事（社員）	有 ・ 無
鈴木 真理	老人保健施設おぎの里 事務長		常勤	理事（社員）	有 ・ 無
渡辺 大樹	医師部事務局長		常勤	理事（社員）	有 ・ 無

5 その他

（１）医療法人の関係者等からの借用物件の明細

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
該当なし				
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

（２）医療法人の関係者等からの借入金の明細

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
五十嵐 修	29, 795, 000	23, 795, 000	1979. 9. 12
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
0. 3%	4, 315	なし	理事長（社員）

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
末武 修史	8, 345, 000	1, 125, 000	2014/5/25
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
1. 0%	64, 600	なし	理事（社員）

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
富樫由希夫	14, 255, 000	10, 925, 000	2002/10/16
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
0. 3%	18, 600	なし	専務理事（社員）

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
長内 耕一	6,288,000	768,000	2000/5/25
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
1.0%	51,300	なし	副専務理事（社員）

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
松木 清美	19,497,000	18,897,000	1985/5/2
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
0.3%	1,800	なし	常務理事（社員）

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
高澤ちひろ	2,515,000	1,015,000	1996/12/20
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
1.0%	15,000	なし	理事（社員）

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
鷲尾 陽子	7,315,000	575,000	1994/5/26
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
1.0%	62,200	なし	理事（社員）

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
安達 哲夫	1,400,000	1,400,000	1983/6/29
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
0.0%	0	なし	理事（社員）

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
岡田 節朗	12,310,000	2,380,000	1986/6/1
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
0.3%	29,790	なし	理事（社員）

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
駒形 雄気	5,110,000	430,000	2013/5/9
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
1.0%	41,700	なし	理事（社員）

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
小林あかね	10,000	10,000	2024/4/16
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
0.0%	0	なし	理事（社員）

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
太刀川 朗	12,825,000	215,000	1985/6/8
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
1.0%	126,100	なし	理事（社員）

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
畠山 眞	695,000	695,000	1988/7/25
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
0.0%	0	なし	理事（社員）

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
檜前 薫	33,000	33,000	2022/6/6
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
0.0%	0	なし	理事（社員）

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
阿部 浩典	3,389,000	129,000	2010/7/23
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
1.0%	29,000	なし	理事（社員）

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
石井 ゆう	3,145,000	456,000	1998/12/21
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
1.0%	23,200	なし	理事（社員）

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
岩佐 容子	3,134,000	474,000	1998/12/28
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
1.0%	22,600	なし	理事（社員）

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
小川 恵	4,022,000	92,000	2004/7/2
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
1.0%	35,200	なし	理事（社員）

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
木津恵理子	5,106,000	456,000	1996/5/29
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
1.0%	42,500	なし	理事（社員）

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
後藤かおり	7,876,000	400,000	1991/7/26
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
1.0%	62,300	なし	理事（社員）

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
菅井 敏明	4,012,000	1,012,000	1989/5/8
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
0.3%	9,000	なし	理事（社員）

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
鈴木 伸	2,870,000	340,000	208/5/20
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
1.0%	22,300	なし	理事（社員）

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
鈴木 真理	3,758,000	1,178,000	1999/7/9
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
1.0%	23,000	なし	理事（社員）

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
小網 孝志	11,233,000	1,233,000	1987/6/6
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
1.0%	8,493	なし	理事（社員）

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
渡辺 大樹	35,000		
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
		なし	理事（社員）

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
上杉 國武	225,000	225,000	1970/5/20
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
0.0%	0	なし	理事（社員）

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
富井 智子	18,011,000	18,011,000	18,011,000
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
0.0%	0	なし	理事（社員）

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
野本 孝	30,000	30,000	1973/12/4
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
0.0	0	なし	理事（社員）

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
桜井千賀子	5,000	5,000	2007/3/1
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
0.0%	0	なし	理事（社員）

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
神立 秀明	115,000	115,000	1989/2/5
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
0.0%	0	なし	理事（社員）

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
藤田ミイ子	75,000	75,000	2014/12/4
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
0.0%	0	なし	理事（社員）

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
佐藤 雅之	3,050,000	1991/11/12	50,000
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
0.3%	9,000	なし	監事（社員）

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
宮路 恭雄	2,220,000	1,220,000	1982/4/26
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係
0.3%	3,164	なし	監事（社員）

(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
該当なし			
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

(4) 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細

関係者等の氏名	特殊の関係	医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細				
		法人名	所在地	代表者名	取引状況	役職等
なし						

(5) その他財産の運用及び事業の運営

医療法人の関係者等の氏名又は名称	具体的な内容
該当なし	

「申請者の経理等に関する明細表」（書類付表2）の記載要領

1 各欄共通

医療法人の関係者等とは、次に掲げる者とする。

- イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人
- ロ 当該医療法人が社団医療法人である場合にあっては、その社員
- ハ 当該医療法人が財団医療法人である場合にあっては、その設立者又は評議員
- ニ イからハマでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ホ イからハマでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ヘ イからハマでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ト ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- チ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益

目的事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。)を行う個人又は団体

リ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

2 「1 医療法人の関係者等の施設の利用明細」

① 申請時における医療法人の関係者等について、次の区分に応じて記載すること。

イ 医療法人の関係者等に対して、医療法人の土地、建物等の物件を賃貸(無償で使用させている場合を含む。)している場合には、「施設の貸与」欄にその内容を記載すること。

ロ 医療法人の関係者等に対して、上記以外に当該医療法人の施設を利用させている場合には、「その他」欄にその内容を記載すること。

② 「特殊の関係」欄には、使用者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

③ 「内容」欄には、その施設の利用状況(例えば、社宅として建物を貸与、他の法人(会社)の事務室等)を記載すること。

④ 「利用年月日」欄には、その施設の利用年月日(例えば、社宅の貸与の場合等には利用期間)を記載すること。

3 「2 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細」

① 医療法人の関係者等に対する貸付金がある場合に記載すること。

② この表の記載は、貸付先の異なるごとに記載すること。

③ 貸付金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。

④ 貸付当初の元本は、貸換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。

⑤ 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

4 「3 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細」

① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等(譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。)に対して、医療法人の土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲渡がある場合に記載すること。

② 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

5 「4 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細」

① 申請時の従業員(医療法人の業務に従事している社員等(理事、監事、社員及び評議員をいう。以下同じ。)のうち、医療法人の関係者等について記載すること。

② 「職務内容」欄には、現在の担当している職務の内容(例えば、副院長、内科部長、事務長等)を記載すること。

③ 「社員等との関係」欄には、医療法人の社員等との関係(例えば、その者が理事長であれば「理事長」と、

理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名等）について記載すること。

6 「5 その他」の「(1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細」

- ① 直近に終了した会計年度の末日現在において、医療法人の関係者等から土地、建物、医療機械器具等の物件を賃借（無償で使用している場合を含む。）している場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、貸主が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- ③ 「備考」欄には、賃借に際し、権利金、敷金の支払の有無及びその支払金額を記載すること。

7 「5 その他」の「(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細」

- ① 医療法人の関係者等からの借入金がある場合に記載すること。
- ② この表の記載は、債権者の異なるごとに記載すること。
- ③ 借入金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
- ④ 借入当初の元本は、借換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
- ⑤ 「特殊の関係」欄には、債権者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

8 「5 その他」の「(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細」

- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）から、医療法人に対して土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲受がある場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、譲受の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

9 「5 その他」の「(4) 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細」

- ① 申請時において、医療法人の関係者等が社員等（従業員を含む。）となっている他の法人がある場合に、その明細を記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、当該関係者等が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人又は団体名を記載すること。
- ③ 「取引状況」欄には、当該他の法人と申請医療法人との取引の状況（例えば、病院の清掃を請け負う等）を記載すること。
- ④ 「役職等」欄には、他の法人における当該関係者等の役職等（例えば、役員、従業員等）を記載すること。

10 「5 その他」の「(5) その他財産の運用及び事業の運営」

申請時において、上記以外に財産の運用及び事業の運営に関し、医療法人の関係者等が利益を受けている場合に、その内容を記載すること。

保有する資産の明細表

1 総括表

区 分	業務の用に 供する財産	保有財産	減価償却引 当特定預金	特定事業 準備資金	その他の財産
流動資産	1, 415, 729, 952 円				1, 131, 146, 032 円
現金及び預金					1, 120, 925, 841 円
事業未収金	1, 260, 339, 087 円				円
有価証券					円
たな卸資産	79, 338, 634 円				円
前渡金	0 円				円
前払費用	22, 891, 798 円				円
その他の流動資産	676, 166 円				円
固定資産	5, 151, 081, 573 円	4, 835, 720, 089 円	円	円	33, 420, 113 円
有形固定資産	4, 812, 095, 277 円	4, 812, 095, 277 円			902, 000 円
建物	2, 474, 194, 903 円	2, 474, 194, 903 円			円
構築物	46, 669, 100 円	46, 669, 100 円			円
医療用器械備品	297, 284, 113 円	297, 284, 113 円			円
その他の器械備品	66, 852, 030 円	66, 852, 030 円			円
車両及び船舶	300, 500 円	300, 500 円			円
土地	1, 888, 769, 143 円	1, 888, 769, 143 円			円
建物仮勘定		円			902, 000 円
その他の有形固定資産	円	円			円
無形固定資産	23, 624, 812 円	23, 624, 812 円			円
借地権	326, 000 円	326, 000 円			円
ソフトウェア	20, 450, 617 円	20, 450, 617 円			円
その他の無形固定資産	2, 848, 195 円	2, 848, 195 円			円
その他の資産	315, 361, 484 円		円	円	32, 518, 113 円
有価証券					円
長期貸付金					30, 694, 113 円
役職員等長期貸付金					円
長期前払費用	9, 886, 444 円				円
繰延税金資産	円				円
減価償却引当特定預金			円		
〇〇事業特定預金				円	
その他の固定資産	円				円
資産合計	①6, 566, 811, 525 円	②4, 835, 720, 089 円	③ 円	④ 円	1, 164, 566, 145 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

2 業務の用に供する財産の明細

施設名(事業名) 区分	合 計			
流動資産	1,415,729,952 円	円	円	1,131,146,032 円
事業未収金	1,260,339,087 円	円	円	円
たな卸資産	79,388,634 円	円	円	円
前渡金	円	円	円	円
前払費用	22,891,798 円	円	円	円
その他の流動資産	676,166 円	円	円	円
固定資産	5,151,081,573 円	4,835,720,089 円	円	33,420,113 円
有形固定資産	4,812,095,277 円	4,812,095,277 円	円	902,000 円
建物	2,474,194,903 円	2,474,194,903 円	円	円
構築物	46,669,100 円	46,449,100 円	円	円
医療用器械備品	297,284,113 円	297,284,113 円	円	円
その他の器械備品	66,852,030 円	66,852,030 円	円	円
車両及び船舶	300,500 円	300,500 円	円	円
土地	1,888,769,143 円	1,888,769,143 円	円	円
その他の有形固定資産	円	円	円	円
無形固定資産	23,624,812 円	23,624,812 円	円	円
借地権	326,000 円	326,000 円	円	円
ソフトウェア	20,450,617 円	20,450,617 円	円	円
その他の無形固定資産	2,848,195 円	2,848,195 円	円	円
その他の資産	315,361,484 円	円	円	3,2518,113 円
長期前払費用	円	円	円	円
繰延税金資産	円	円	円	円
その他の固定資産	円	円	円	円
資産合計	⑤6,566,811,525 円	4,835,720,089 円	円	1,164,566,145 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあつては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

3 保有財産の明細

保有財産（使用目的）	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の 帳簿価額
土地			円	1,888,769,149 円
建物			円	2,474,194,903 円
構築物			円	46,669,100 円
医療用器械器具			円	297,284,113 円
車両運搬具			円	300,500 円
その他有形固定資産				66,852,030 円
リース資産有形固定				38,025,488 円
借地権				326,000 円
ソフトウェア				20,450,617 円
その他無形固定資産			円	2,848,195 円
合 計	—	—	円	⑥4,835,720,089 円

（記載上の注意事項）

- ⑥が②と一致すること。

4 減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は 改良の予定年度	左記の予定年度 に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特 定 預金の帳簿価額
該当なし		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑦ 円

（記載上の注意事項）

- ⑦が③と一致すること。

5 特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始 予 定 年 度	左記の予定年度 に必要な最低額	毎会計年度に 積み立てる額	特定事業準備資 金の帳簿価額
該当なし		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑧ 円

（記載上の注意事項）

- ⑧が④と一致すること。

- 当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。（なお、当該別紙についても閲覧対象であること）

6 土地の明細

住 所	総面積	内 借地の面積	内 自地の面積	用途の区分
五泉市駅前 1-365-21	1,208.48 m ²	0 m ²	1,208.48 m ²	五泉事務所
新潟市秋葉区吉岡町 18-26	719.64 m ²	0 m ²	719.64 m ²	旧下越鍼灸施術所
新潟市秋葉区古田 2784-1	607.43 m ²	m ²	607.43 m ²	包括支援センター新津
新潟市秋葉区中沢町 1-23	4,551.87 m ²	m ²	4,551.87 m ²	かえつ歯科
新潟市西区寺尾東 3-8-35	788.62 m ²	m ²	788.62 m ²	坂井輪診療所
新潟市中央区沼垂東 6-4-12	465.97 m ²	m ²	465.97 m ²	友の会事務局
新潟市中央区沼垂東 6-5377-12	264.18 m ²	m ²	264.18 m ²	デ・ホーム沼垂
新潟市中央区沼垂東 6-5377-34	209.12 m ²	m ²	209.12 m ²	デ・ホーム沼垂駐車場
新潟市中央区上大川前通 2-148-1	186.12 m ²	m ²	186.12 m ²	グループホーム白山
新潟市中央区忠蔵町 16	59.93 m ²	m ²	59.93 m ²	ボランティアセンター
新潟市中央区入船町 3-3629-1	2,534.21 m ²	m ²	2,534.21 m ²	舟江診療所 老人保健施設入舟
新潟市中央区附船町 1-4327, 4326-1	2,390.37 m ²	m ²	2,390.37 m ²	舟江、入舟駐車場
新潟市東区空港西 1-15-17	969.72 m ²	m ²	969.72 m ²	ときわ診療所
長岡市泉 1-855-1	993.00 m ²	m ²	993.00 m ²	旧神田診療所
新潟市秋葉区荻野 3-8	3,476.67 m ²	3,476.67 m ²	m ²	老人保健施設おぎの里
新潟市秋葉区東金沢 1459 番地 1	31,949.00 m ²	m ²	31,949.00 m ²	下越病院
新潟市秋葉区東金沢 1459 番地 6	665.99 m ²	m ²	665.99 m ²	病児保育室・院内 保育園
新潟市秋葉区東金沢 1674 番地 1	2,679.88 m ²	m ²	2,679.88 m ²	ケアセンターかえつ
新潟市秋葉区東金沢 1685 番	4,286.81 m ²	m ²	4,286.81 m ²	下越病院駐車場
新潟市秋葉区新津東町 3-88-5	40.22 m ²		40.22 m ²	下越病院看板設置所
新潟市秋葉区新津東町 3-88-5	4,593.33 m ²	m ²	4,593.33 m ²	かえつクリニック

7 建物の明細

区 分	構造の概要	総 面 積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積
下越病院	鉄骨造 6 階建て 免震	16,567.23 m ²	自家	1 階外来、売店	5,094.02 m ²
				2 階透析、薬局、医局、事務室、会議室	2,889.45 m ²
				3 階手術室、病棟	2,225.20 m ²
				4 階病棟	2,225.20 m ²
				5 階病棟	2,066.68 m ²
				6 階病棟、リハビリ室	2,066.68 m ²

区 分	構造の概要	総 面 積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積
おぎの里	鉄骨 1 階	59.01㎡	自家	別棟倉庫	59.01㎡
	鉄骨造 3 階建て	4,193.55㎡	自家	1 階通所リハ	280.85㎡
				1 階事務室	61.75㎡
				1 階浴室	168.36㎡
				1 階調理室	177.29㎡
				1 階相談室	15.00㎡
				1 階施設長室	15.00㎡
				1 階機械室	73.80㎡
				1 階介護教室	36.00㎡
				1 階洗濯室	30.00㎡
				1 階ホール、廊下	393.82㎡
				1階倉庫	123.59㎡
				2 階療養棟	1,380.00㎡
				3 階療養棟	1,380.00㎡
				P H 階	58.09㎡
田家倉庫	非耐火構造	33.09㎡	自家	倉庫	33.09㎡
五泉事務所	鉄筋コンクリート造	426.36㎡	自家	事務所	426.36㎡
かもめ	木骨ストレート張 瓦葺2階建	96.26㎡	自家	ボランティアセンター	96.26㎡
地域包括支援センター にこいつ	鉄骨造 2階建て	229.26㎡	自家	事務所	229.26㎡
舟江診療所（別館）	鉄筋コンクリート 2 階	524.85㎡	自家	1 階通所リハビリテーション	261.60㎡
				2 階舟江診療所ケアプラン室	194.61㎡
				2 階会議室①	35.10㎡
				2 階会議室②	33.54㎡

区 分	構造の概要	総 面 積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積
舟江診療所	鉄骨造 4 階陸屋根 耐震	958.35㎡	自家	1 階外来診療室	958.35㎡
はまなす		50.15㎡	自家	4 階訪問看護ステーション	50.15㎡
入舟		3,401.84㎡	自家	1 階栄養課	148.41㎡
				1 階通所リハビリテーショ ン	199.10㎡
				2 階老健施設	1,223.15㎡
				3 階老健施設	1,223.15㎡
				4 階管理棟	608.03㎡
なのはな	鉄骨造 2 階建て	213.61㎡	自家	介護予防事業	213.61㎡
事務所	木造 2 階建て	65.55㎡	自家	事務所	65.55㎡
旧沼垂診療所	鉄筋コンクリート造・ 3 階建て	562.58㎡	自家	1F集会室	254.56㎡
				2F事務室	171.70㎡
				3F倉庫	136.32㎡
ときわ診療所	鉄骨 2 階建て	526.36㎡	自家	1 階外来診察室・内視鏡 室・待合室・処置室	304.36㎡
				2 階集会室・医局・休憩室	222.00㎡
坂井輪診療所	鉄骨造 2 階建て	473.26㎡	自家	1 階外来診察室・レントゲ ン室・待合室・事務室	291.00㎡
				2 階集会室・医局・休憩 室・更衣室	182.26㎡
かえつクリニッ ク	鉄骨造 2 階建て	1,983.32㎡	自家	1 階外来診察室	980.13㎡
				2 階メディカルフィットネ スウォーム	1,003.19㎡
グループホーム白山	木造 2 階建て	250.13㎡	自家	グループホーム	250.13㎡
下越病院保育棟	木造 2 階建て	350.28㎡	自家	1階院内保育、2階病児保育	350.28㎡
かえつ歯科	木造 1 階建て	370.16㎡	自家	診療所	370.16㎡
デイホーム沼垂	木造 2 階建て	256.39㎡	自家	小規模多機能施設	256.39㎡

8 医療用器械備品の明細

品 名	規格	数量	金額	自用・借用	用途の区分
血管撮影装置(アンキオ)		1	101,000,000	自用	下越 手術室
MRI(超電導磁気共鳴画像診断装置)		1	22,736,060	自用	下越 放射線科
デジタルX線透視撮影システム		1	13,407,398	自用	下越 放射線科
電子内視鏡検査システム		1	10,970,000	自用	下越 検査室
内視鏡検査システム		1	10,361,165	自用	下越 検査室
補助金)汎用超音波診断装置		1	9,300,655	自用	下越 検査室
補助金)多人数用透析液供給装置		1	9,292,000	自用	下越 臨床工学課
FPD一般X線撮影装置		1	7,221,479	自用	下越 放射線科
全自動錠剤分包機		1	6,838,336	自用	下越 薬剤課
CAD/CAM冠製作装置		1	6,241,396	自用	かえつ 歯科
ホルター心電図解析装置		1	5,555,000	自用	下越 検査室
筋電図・誘発電位検査装置		1	5,353,000	自用	下越 検査室
自動固定包埋装置		1	4,796,033	自用	下越 検査室
補助金)個人用RO装置システム		1	4,598,015	自用	下越 透析
補助金)超音波診断装置		1	4,203,666	自用	下越 4西
超音波診断装置		1	3,906,276	自用	下越 外来一般
電動ストレッチャー式シャワー入浴装置		1	3,464,300	自用	下越 6西
補助金)全身麻酔装置		1	3,456,221	自用	下越 手術室
X線骨密度診断装置		1	3,312,933	自用	下越 放射線科
経鼻内視鏡		1	3,302,700	自用	下越 外来一般
セントラルモニタ(3階病棟)		1	3,131,000	自用	下越 3東
超音波診断装置(婦人科)		1	3,052,826	自用	下越 外来一般
補助金①HCU専用ベッドサイドモニタ		1	3,052,624	自用	下越 3東
補助金②HCU専用ベッドサイドモニタ		1	3,052,624	自用	下越 3東
補助金③HCU専用ベッドサイドモニタ		1	3,052,624	自用	下越 3東
自動血球計数CRP測定装置		1	2,969,400	自用	丹江 外来
干渉電流型低周波治療器		1	2,897,196	自用	下越 リハビリ
全自動散薬分包機		1	2,735,335	自用	下越 薬剤課
ホリグラフ EPS・ABL(心臓電気検査・心筋焼灼)		1	2,188,151	自用	下越 手術室
ECG装置(HCU)		1	2,140,701	自用	下越 3東
内視鏡検査システム 上部消化管汎用ビデオスコープ		1	2,098,831	自用	下越 検査室
補助金)心電図セントラルモニタ		1	2,053,284	自用	下越 3東
起立台		1	1,841,114	自用	下越 リハビリ
補助金)麻酔器		1	1,781,640	自用	下越 手術室
車椅子介護浴槽(2階療養棟)		1	1,755,435	自用	入舟 2階
補助金)多人数用透析装置		1	1,731,342	自用	下越 透析
補助金)輸血検査 自動分析器		1	1,703,789	自用	下越 検査室
補助金)内視鏡大腸ビデオスコープ		1	1,673,944	自用	下越 検査室
補助金)解析付心電計		1	1,666,652	自用	下越 検査室
ホリグラフ 心臓カテーテル検査処理システム		1	1,642,541	自用	下越 手術室
固定式介護浴槽		1	1,599,644	自用	入舟 3階
全自動PCR検査システム		1	1,544,376	自用	下越 検査室
乳房用X線診断装置		1	1,477,757	自用	下越 放射線科
車椅子介護浴槽(3階)		1	1,476,536	自用	入舟 3階
内視鏡検査システム ビデオシステムセター		1	1,448,762	自用	下越 検査室
自動採血管準備装置		1	1,447,492	自用	かえつクリニック
補助金)内視鏡上部消化管汎用ビデオスコープ		1	1,413,552	自用	下越 検査室
自動採血管準備装置		1	1,397,641	自用	下越 検査室

品 名	規格	数量	金額	自用・借用	用途の区分
補助金①個人用多用途透析装置		1	1,345,306	自用	下越 透析
補助金②個人用多用途透析装置		1	1,345,306	自用	下越 透析
補助金経皮的血ガスモニター		1	1,310,607	自用	下越 臨床工学課
補助金ポータブル人工呼吸器		1	1,306,052	自用	下越 5東
動画ネットワークシステム(アンキオ室)		1	1,254,420	自用	下越 手術室
オペレーター		1	1,186,582	自用	かえつ歯科
補助金多用途透析装置		1	1,163,129	自用	下越 透析
システム8ドライバー		1	1,154,767	自用	下越 手術室
FCR画像保存システム		1	1,150,138	自用	坂井輪診療所
多機能小型自動分析装置		1	1,125,506	自用	かえつクリニック
HCUベッド		1	1,091,866	自用	下越 3東
FCR画像保存システム		1	1,080,711	自用	ときわ診療所
補助金体温調節管理システム		1	1,065,034	自用	下越 臨床工学課
超音波診断装置(腹部エコー)		1	1,055,826	自用	下越 検査室
超音波診断装置		1	1,046,949	自用	ときわ診療所
大腸ビデオスコープ		1	1,019,137	自用	下越 検査室
生体情報モニタ		1	976,162	自用	下越 手術室
インバーター一般撮影装置		1	964,995	自用	かえつクリニック
超音波診断装置(腹部エコー)		1	935,966	自用	下越 検査室
上部消化管汎用ビデオスコープ		1	916,956	自用	坂井輪診療所
ポータブルX線撮影装置		1	902,917	自用	下越 放射線科
解析付心電計		1	885,756	自用	舟江 外来
検体検査システム端末(分析装置オンライン接続費用)		1	884,579	自用	かえつクリニック
電気メス		1	866,580	自用	下越 手術室
上部消化管汎用ビデオスコープ		1	860,605	自用	下越 検査室
補綴作成用プレス機		1	833,856	自用	かえつ歯科
先端湾曲ビデオスコープ(腹腔鏡用鉗子セット)		1	831,504	自用	下越 手術室
補助金エントキシン測定装置		1	763,156	自用	下越 臨床工学課
肺運動負荷モニタリングシステム(CPX)		1	739,830	自用	下越 手術室
生理検査システム増設(眼底カメラ含む)		1	731,789	自用	かえつクリニック
レーザー溶接機(マスターレーザー3D)		1	731,631	自用	かえつ歯科
解析付心電計		1	713,340	自用	下越 検査室
軟膏調剤・製剤機		1	707,000	自用	下越 薬剤課
患者体位固定具(ERCP)		1	680,550	自用	下越 検査室
補助金人工呼吸器		1	678,721	自用	下越 臨床工学課
CO2インキュベーター		1	662,560	自用	下越 検査室
昇降式介護浴槽一式		1	648,639	自用	おぎの里 入所部門
超音波診断装置(研修医エコー)		1	643,331	自用	下越 外来一般
高周波真空加圧鑄造機		1	641,229	自用	かえつ歯科
補助金①ベッドサイドモニター		1	636,282	自用	下越 3東
補助金②ベッドサイドモニター		1	636,282	自用	下越 3東
補助金③ベッドサイドモニター		1	636,282	自用	下越 3東
補助金④ベッドサイドモニター		1	636,282	自用	下越 3東
補助金⑤ベッドサイドモニター		1	636,282	自用	下越 3東
デジタルスケール付きベッド		1	621,466	自用	下越 透析
補助金自動造影剤注入器		1	597,885	自用	下越 臨床工学課
自動視力計		1	593,577	自用	舟江 外来
ホルター記録器		1	585,800	自用	舟江 外来
大腸ビデオスコープ		1	577,682	自用	下越 検査室
ベッドサイドモニター(HCU)		1	567,930	自用	下越 3東
電動油圧手術台		1	564,489	自用	下越 手術室
汎用超音波画像診断装置		1	562,914	自用	かえつクリニック
血圧脈波検査装置		1	556,730	自用	下越 検査室
補助金①フロッジェネレーター(加温加湿器搭載型)		1	525,831	自用	下越 5東
補助金②フロッジェネレーター(加温加湿器搭載型)		1	525,831	自用	下越 5東
補助金③フロッジェネレーター(加温加湿器搭載型)		1	525,831	自用	下越 5東
補助金①ベッドサイドモニタ		1	524,670	自用	下越 透析
補助金②ベッドサイドモニタ		1	524,670	自用	下越 透析
補助金③ベッドサイドモニタ		1	524,670	自用	下越 透析
補助金④ベッドサイドモニタ		1	524,670	自用	下越 透析
全自動血液凝固測定装置		1	514,665	自用	かえつクリニック
上部消化管汎用ビデオスコープ		1	503,935	自用	下越 検査室

「保有する資産の明細表」（書類付表 3）の記載要領

1 「1 総括表」、「2 業務の用に供する財産の明細」、「3 保有財産の明細」、「4 減価償却引当特定預金の明細」、「5 特定事業準備資金の明細」

- ① 総括表の「業務の用に供する財産」欄及び「2 業務の用に供する財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「2 業務の用に供する財産の明細」は施設毎に記載し、「施設名」欄に当該施設名（本来業務を行う施設で附帯業務又は収益業務も行う場合にあっては、当該附帯業務又は収益業務に係る事業名）を記載すること。

イ 当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額

ロ 医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額

ハ 医療法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額

- ② 総括表の「保有財産」欄及び「3 保有財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「3 保有財産の明細」は保有財産の種類毎に記載し、「保有財産」欄にその種類と当該財産の使用目的（例えば、土地（病院）、建物（診療所）等）を記載すること。

ニ 現に使用されていないが、イからハまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）

- ③ 総括表の「減価償却引当特定預金」欄及び「4 減価償却引当特定預金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「4 減価償却引当特定預金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ホ イからハまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額

- ④ 総括表の「特定事業準備資金」欄及び「5 特定事業準備資金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「5 特定事業準備資金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ヘ 将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金にかかる支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の額

2 「6 土地の明細」

- ① 医療法人が所有する土地（借地を含む。）を住所毎に記載すること。

- ② 「総面積」欄には、その土地の総面積を記載すること。

- ③ 「内 借地の面積」欄及び「内 自地の面積」欄には、その土地の借地に係る面積及び医療法人が所有する土地に係る面積をそれぞれ記載すること。

- ④ 「用途の区分」欄には、その土地の用途の異なるごとに、その用途（例えば、〇〇病院、〇〇診療所、介護老人保健施設〇〇、〇〇介護医療院、医師住宅等）を記載すること。

3 「7 建物の明細」

- ① 「区分」欄には、建物（借家を含む。）の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等）を記載すること。

- ② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等）を記載し、耐震構造を有する場合は「(耐震)」を記載すること。

なお、耐震構造を有する場合とは、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法（昭和56年6月1日施行令改正）に基づく耐震基準を満たしている場合や耐震補強工事等により新耐震基準を満たしているものをいう。

- ③ 「総面積」欄には、その建物の延べ面積を記載すること。
- ④ 「自家・借家」欄には、「自家」又は「借家」と記載すること。
- ⑤ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。
- ⑥ 「用途別の面積」欄には、その建物の用途別の延べ面積を記載すること。

4 「8 医療用器械備品の明細」

- ① 医療法人が所有する主要な医療用器械備品（借用を含む。）を器械毎に記載すること。
- ② 「単価」欄には、その器械の直近に終了した会計年度における帳簿価額（借用の場合は、その器械の直近に終了した会計年度における年間賃借料）を記載すること。
- ③ 「自用・借用」欄には、「自用」又は「借用」と記載すること。
- ④ 「用途の区分」欄には、その器械の用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室等）を記載すること。

添付書類 8

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）

申請者名：社会医療法人 新潟勤労者医療協会 理事長 五十嵐 修

住 所：新潟市秋葉区東金沢 1459 番地 1

以下のとおり相違ありません。

1 経費の額等の明細（規則第30条の35の3第1項第2号イ）

病院、診療所及、介護老人保健施設及び 介護医療院等名	業務に係る費用の額（A）	全費用の額（B）	割合A／B
下越病院	5,353,026,176円	5,401,149,066円	99.1%
舟江診療所	182,089,047円	217,881,168円	83.6%
ときわ診療所	124,046,359円	124,046,359円	100.0%
坂井輪診療所	143,448,584円	143,448,584円	100.0%
かえつクリニック	402,694,216円	440,603,050円	91.4%
かえつ歯科	131,248,564円	131,248,564円	100.0%
介護老人保健施設 おぎの里	574,012,875円	574,012,875円	100.0%
介護老人保健施設 入舟	489,291,611円	489,291,611円	100.0%
下越訪問看護ステーション	0円	79,139,196円	0.0%
はまなす訪問看護ステーション	0円	73,175,474円	0.0%
けやき訪問看護ステーション	0円	0円	0.0%
地域包括支援センターふなえ	0円	62,556,216円	0.0%
地域包括支援センター新津	0円	60,055,179円	0.0%
(記載上の注意事項) アイホーム沼垂	0円	54,087,319円	0.0%
グループホーム白山	0円	42,099,051円	0.0%
収益事業	0円	327,120円	0.0%
合計	① 7,399,857,432円	② 7,893,120,832円	93.8%

(1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。

(2) 業務に係る費用の額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。

(3) 全費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額と一致すること。

2 収入金額（規則第30条の35の3第1項第2号口）

病院、診療所及、介護 老人保健施設及び介護 医療院等名	区 分	支払基金等から受け た収入金額	患者から受けた収 入 金 額	収入金額計	診療割合
下越病院	社会保険診療	4,760,810,074円	380,125,699円	5,140,935,773円	93.7%
	労災保険診療	11,833,671円	30,828円	11,864,499円	0.2%
	健康診査	67,569,733円	58,840,801円	126,410,534円	2.3%
	予防接種	25,206,199円	12,078,940円	37,285,139円	0.7%
	助産	0円	0円	0円	0.0%
	介護事業	0円	0円	0円	0.0%
	その他	0円	171,470,540円	171,470,540円	3.1%
	合計	4,865,419,677円	622,546,808円	5,487,966,485円	100.0%
舟江診療所	社会保険診療	119,615,416円	18,910,897円	138,526,313円	72.5%
	労災保険診療	106,250円	0円	106,250円	0.1%
	健康診査	0円	11,438,596円	11,438,596円	6.0%
	予防接種	0円	7,281,433円	7,281,433円	3.8%
	助産	0円	0円	0円	0.0%
	介護事業	0円	0円	0円	0.0%
	その他	0円	33,679,304円	33,679,304円	17.6%
	合計	119,721,666円	71,310,230円	191,031,896円	100.0%
ときわ診療所	社会保険診療	80,950,365円	14,765,912円	95,716,277円	84.6%
	労災保険診療	941,353円	0円	941,353円	0.8%
	健康診査	8,985,086円	-3,022,773円	5,962,313円	5.3%
	予防接種	0円	6,486,415円	6,486,415円	5.7%
	助産	0円	0円	0円	0.0%
	介護事業	0円	0円	0円	0.0%
	その他	0円	4,003,170円	4,003,170円	3.5%
	合計	90,876,804円	22,232,724円	113,109,528円	100.0%
坂井輪診療所	社会保険診療	100,537,847円	20,092,327円	120,630,174円	76.4%
	労災保険診療	53,287円	0円	53,287円	0.0%
	健康診査	21,969,207円	-8,085,552円	13,883,655円	8.8%
	予防接種	0円	12,506,984円	12,506,984円	7.9%
	助産	0円	0円	0円	0.0%
	介護事業	0円	0円	0円	0.0%
	その他	0円	10,739,258円	10,739,258円	6.8%
	合計	122,560,341円	35,253,017円	157,813,358円	100.0%
かえつクリニック	社会保険診療	384,573,016円	87,702,952円	472,275,968円	88.4%
	労災保険診療	13,248,807円	0円	13,248,807円	2.5%
	健康診査	0円	6,080,594円	6,080,594円	1.1%
	予防接種	0円	20,176,034円	20,176,034円	3.8%
	助産	0円	0円	0円	0.0%
	介護事業	0円	0円	0円	0.0%
	その他	20,634,364円	1,816,243円	22,450,607円	4.2%
	合計	418,456,187円	115,775,823円	534,232,010円	100.0%

かえつ歯科	社会保険診療	108,460,211円	29,286,011円	137,746,222円	95.5%
	労災保険診療	7,726円	0円	7,726円	0.0%
	健康診査	0円	0円	0円	0.0%
	予防接種	0円	0円	0円	0.0%
	助産	0円	0円	0円	0.0%
	介護事業	0円	0円	0円	0.0%
	その他	0円	6,458,500円	6,458,500円	4.5%
	合計	108,467,937円	35,744,511円	144,212,448円	100.0%
介護老人保健施設 おぎの里	社会保険診療	462,101,221円	54,303,623円	516,404,844円	85.0%
	労災保険診療	0円	0円	0円	0.0%
	健康診査	0円	0円	0円	0.0%
	予防接種	0円	1,626,848円	1,626,848円	0.3%
	助産	0円	0円	0円	0.0%
	介護事業	0円	0円	0円	0.0%
	その他	0円	89,661,076円	89,661,076円	14.8%
	合計	462,101,221円	145,591,547円	607,692,768円	100.0%
介護老人保健施設 入舟	社会保険診療	390,607,121円	114,623,846円	505,230,967円	99.4%
	労災保険診療	0円	0円	0円	0.0%
	予防接種	0円	1,498,249円	1,498,249円	0.3%
	助産	0円	0円	0円	0.0%
	介護事業	0円	0円	0円	0.0%
	その他	0円	1,352,019円	1,352,019円	0.3%
	合計	390,607,121円	117,474,114円	508,081,235円	100.0%
下越訪問看護 ステーション	社会保険診療	89,596,908円	7,333,282円	96,930,190円	99.2%
	労災保険診療	-108,900円	0円	-108,900円	-0.1%
	介護事業	0円	0円	0円	0.0%
	その他	0円	862,900円	862,900円	0.9%
	合計	89,488,008円	8,196,182円	97,684,190円	100.0%
はまなす訪問看護 ステーション	社会保険診療	73,631,794円	5,543,868円	79,175,662円	99.2%
	労災保険診療	0円	0円	0円	0.0%
	介護事業	0円	0円	0円	0.0%
	その他	0円	675,505円	675,505円	0.8%
	合計	73,631,794円	6,219,373円	79,851,167円	100.0%
地域包括支援セン ターふなえ	社会保険診療	28,617,739円	0円	28,617,739円	45.0%
	労災保険診療	0円	0円	0円	0.0%
	介護事業	0円	0円	0円	0.0%
	その他	0円	34,919,805円	34,919,805円	55.0%
	合計	28,617,739円	34,919,805円	63,537,544円	100.0%
地域包括支援セン ター新津	社会保険診療	28,032,375円	0円	28,032,375円	43.9%
	労災保険診療	0円	0円	0円	0.0%
	介護事業	0円	0円	0円	0.0%
	その他	0円	35,822,923円	35,822,923円	56.1%
	合計	28,032,375円	35,822,923円	63,855,298円	100.0%

デイホーム沼垂	社会保険診療	39,685,793円	6,652,058円	46,337,851円	98.7%
	労災保険診療	0円	0円	0円	0.0%
	介護事業	0円	0円	0円	0.0%
	その他	0円	602,560円	602,560円	1.3%
	合計	39,685,793円	7,254,618円	46,940,411円	100.0%
グループホーム白山	社会保険診療	33,609,731円	11,227,509円	44,837,240円	99.8%
	労災保険診療	0円	0円	0円	0.0%
	介護事業	0円	0円	0円	0.0%
	その他	0円	101,801円	101,801円	0.2%
	合計	33,609,731円	11,329,310円	44,939,041円	100.0%
本部	その他	0円	340,000円	340,000円	100.0%
収益事業	その他	0円	3,060,000円	3,060,000円	100.0%
合計	社会保険診療	6,700,829,611円	750,567,984円	③ 7,451,397,595円	91.5%
	労災保険診療	26,082,194円	30,828円	④ 26,113,022円	0.3%
	健康診査	98,524,026円	65,251,666円	⑤ 163,775,692円	2.0%
	予防接種	25,206,199円	61,654,903円	⑥ 86,861,102円	1.1%
	助産	0円	0円	⑦ 0円	0.0%
	介護事業	0円	0円	⑧ 0円	0.0%
	その他	20,634,364円	395,565,604円	⑨ 416,199,968円	5.1%
	合計	6,871,276,394円	1,273,070,985円	8,144,347,379円	100.0%

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 合計③～⑩の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

3 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☒ 同一の基準による
☐ 同一の基準によらない

4 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

健康保険法	57,680,373円	学校保健法	0円
船員保険法	0円	母子保健法	408,727円
国民健康保険法	7,175,455円	労働安全衛生法	33,753,753円
国家公務員共済組合法	0円	高齢者の医療の確保に関する法律	60,738,149円
地方公務員等共済組合法	4,019,235円		
私立学校教職員共済法	0円		
計	68,875,063円	計	94,900,629円
		健康診査に係る収入合計	⑯ 163,775,692円

（記載上の注意事項）

- ⑤が⑯と一致すること。

5 予防接種に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	57,096,660円	麻疹	0円
臨時接種	9,420,605円	風疹	94,442円
		インフルエンザ	15,127,738円
		おたふくかぜ	1,273,226円
		その他	3,848,431円
計	66,517,265円	計	20,343,837円
予防接種に係る収入合計			⑰ 86,861,102円

（記載上の注意事項）

- ⑥が⑰と一致すること。

6 助産に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産にかかる収入	⑳ 0件	㉑ 0円
分娩件数（㉑）×50万円		㉒ 0円

（記載上の注意事項）

- ⑦が㉑又は㉒の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

7 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		円
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計	㉓ 円

（記載上の注意事項）

○ ㉓が㉒と一致すること。

8 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計	㉔ 円

（記載上の注意事項）

○ ㉔が㉒と一致すること。

9 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の3第1項第2号ハ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☒ 同一の基準による
☐ 同一の基準によらない

10 経費の額等の明細（規則第30条の35の3第1項第2号二）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	医療診療により収入する金額(A)	患者のために直接必要な経費の額			割合 A/B
		医師、看護師等の給与	医療の提供に要する費用(投薬費を含む)	合計(B)	
下越病院	5,429,913,848円	3,477,642,046円	1,989,031,931円	5,466,673,977円	99.3%
舟江診療所	159,791,463円	125,112,177円	56,976,870円	182,089,047円	87.8%
ときわ診療所	113,109,528円	87,292,919円	36,753,440円	124,046,359円	91.2%
坂井輪診療所	157,813,358円	90,340,337円	53,108,247円	143,448,584円	110.0%
かえつクリニック	515,581,937円	227,818,470円	174,875,746円	402,694,216円	128.0%
かえつ歯科	144,212,448円	88,718,913円	42,529,651円	131,248,564円	109.9%
おぎの里	607,692,768円	381,529,320円	192,483,555円	574,012,875円	105.9%
老健入舟	508,081,235円	336,007,307円	153,284,304円	489,291,611円	103.8%
本部	340,000円	219,543,116円	-12,049,415円	207,493,701円	0.2%
合計	㉔ 7,636,536,585円	5,034,004,605円	2,686,994,329円	㉕ 7,720,998,934円	98.9%

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- 医療診療により収入する金額合計㉔が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。
- 患者のために直接必要な経費の額合計㉕が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

別 表 1

医療法第42条の2第1項第4号(口を除く)の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名 社会医療法人 新潟勤労者医療協会

住 所：新潟市秋葉区東金沢 1459 番地 1

以下のとおり相違ありません。

開設する全ての病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名 称	所 在 地	
下越病院	新潟市秋葉区東金沢 1459 番地 1	災害医療
舟江診療所	新潟市中央区入船町 3-3629-1	
ときわ診療所	新潟市東区空港西 1-15-17	
坂井輪診療所	新潟市西区寺尾東 3-8-35	
かえつクリニック	新潟市秋葉区新津東町 3-4-28	
かえつ歯科	新潟市秋葉区中沢町 1-25	

(記載上の注意事項)

- 「開設する全ての病院又は診療所」欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院又は診療所(指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。)を全て記載すること。
- 2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する場合は、都道府県毎に順に記載すること。
- 「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書(別添2-1)又は決算届(別添2-2)に記載した内容と一致していること。

別 表 2

医療法第42条の2第1項第4号口の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名 社会医療法人 新潟勤労者医療協会 理事長 五十嵐 修

住 所：新潟市秋葉区東金沢 1459 番地 1

以下のとおり相違ありません。

1 開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院

名 称	所 在 地	救急医療等確保事業の 別
下越病院	新潟市秋葉区東金沢町 1459 番地 1	災害医療
舟江診療所	新潟市中央区入船町 3-3629-1	
ときわ診療所	新潟市東区空港西 1-15-17	
坂井輪診療所	新潟市西区寺尾東 3-8-35	
かえつクリニック	新潟市秋葉区新津東町 3-5-28	
介護老人保健施設 おぎの里	新潟市秋葉区荻野町 3-8	
介護老人保健施設 入舟	新潟市中央区入船町 3-3629-1	
かえつ歯科	新潟市秋葉区中沢町 1-25	

2 隣接市町村（注）に開設する全ての診療所、介護老人保健施設及び介護医療院

名 称	所 在 地	救急医療等確保事業の 別
該当なし		

（注）隣接市町村とは、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む二次医療圏に隣接した市町村（当該病院の所在地の都道府県以外の都道府県の市町村であり、特別区を含む。）のこと。

（記載上の注意事項）

- 医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院、診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）、介護老人保健施設及び介護医療院を全て記載すること。

- 「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書（別添２－１）又は決算届（別添２－２）に記載した内容と一致していること。

添付書類

- 当該医療法人が開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の所在地が示された地図